

放送法・受信料関連規定の成立過程

～占領期の資料分析から～

メディア研究部 村上聖一

放送受信機の設置者にNHKとの受信契約義務を課す放送法の規定は、1950年の放送法制定以降、骨格部分は変化していない。ただ、受信料制度の性格をめぐるのは、これまでさまざまな角度から議論が続いてきた。本稿では、制度の趣旨をより明確にするために、占領期の放送法の立法過程にさかのぼり、検証を行った。

まず、受信料制度をめぐる検討は、国への受信機設置の届け出が必要であり、それとともにNHKへの受信料の支払い義務が発生するという規定から始まった。しかし、「受信の自由」の原則を主張するGHQの方針のもと、国への届け出義務は削除され、NHKとの受信契約も受信機設置によって即成立するという規定から、NHKと受信者の間に契約義務が発生するという規定に変化していった。他方、受信料を財源とするNHKの監督をめぐるのは、当初、貸借対照表や損益計算書を規制・監督機関に提出すればよいという規定だったが、GHQとの折衝を経て、収支予算や事業計画の国会承認が必要という規定に変化した。

こうした点からは、政府が受信料制度を設計するにあたっては、GHQの意向に沿いつつ、受信料徴収への行政の関与を極力減らす一方で、公共放送の財源を安定的に確保し、さらには、NHKの監督に国会を関与させるといった点が求められていたと言える。そして、検討過程では、受信料を放送サービスの対価としてではなく、公共放送を維持するための公的な負担金としてとらえる考え方が一貫してとられてきた。

そうした事情を考えれば、受信料制度の趣旨を考える上では、放送法の条文それ自体の解釈に加えて、法案が形成された当時の文脈を考慮に入れる必要があると思われる。

1. はじめに

公共放送の運営を支える受信料について、放送法は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定めている（放送法64条。以下、放送法は条文番号のみを記す）。NHKの放送を受信できる設備（受信機¹⁾）の設置者に受信契約の締結を義務づける制度は、1950年の放送法制定以来、現在に至るまで維持されている。

受信料の性格については、放送サービスの対価とする考え方（契約説）や、受信機税のような税とする考え方（税金説）、受信許可手数料とするもの（許可料説）、公用負担の

一種として受益者負担的な性格のものとする考え方（公用負担説）など、これまでさまざまなものが挙げられてきた²⁾。ただ、現在では、臨時放送関係法制調査会（郵政大臣の諮問機関）が1964年の答申で示した「NHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための『受信料』という名の特殊な負担金³⁾」とする考え方が一般的であり⁴⁾、政府見解にもなっている⁵⁾。その一方で、受信料制度をめぐるのは、受信契約を義務づける規定の合憲性や、受信料や受信契約の性格をめぐる、裁判などの場で議論が続いてきた⁶⁾。

本稿の目的は、受信料制度の位置付けを明確にするために、占領期の放送法の立法過程において、どのような経緯で受信契約の締結

を義務づける規定が出来上がったのか、事実関係を検証することにある。当時の経緯を振り返ることによって、受信料や受信契約の性格がより明確になると考えられる。

放送制度において受信料をどう位置づけるかは、放送制度やメディア法の研究書では必ずと言ってよいほど言及される問題である。一方で、当時の資料に拠りつつ、受信料制度の形成過程を追った研究は多いとは言えない。このため、本稿では、NHK放送文化研究所に所蔵されている資料や、国立公文書館で公開されている資料に拠りつつ、受信料制定過程の検証を実証的に進めることにする。

NHK放送文化研究所が所蔵する資料のうち、放送法案の記述に関して主に依拠するのは、元郵政官僚の^{しょうひろし}荘宏が所蔵し、没後、研究所に寄贈された資料群（以下「荘宏文書」と表記）である。荘宏（1913～1987年）は、1936年の通信省入省以来、20年余りにわたって放送行政に携わった。このため、残された資料には、占領期の放送法案の草稿やそれに対する見解を記したメモなどが多く含まれ、そこから放送法案の検討過程をうかがうことができる⁷⁾。また、研究所が『放送五十年史』を編纂する過程で収集してきた資料（「放送史資料9 電波3法の制定」という名称で管理）も、適宜参照することにする。

以下では、戦前の聴取料制度を概観したのち、占領期の放送法制定過程で法案がどのように変化したか記述する。法案はいずれも検討段階のもので、内容にはかなりの揺らぎが見られるが、それらの分析を通じて、受信料制度の検討で何が主要な論点になってきたか、考察が可能と考えられる。また、受信料関連規定が、受信料を主要な財源とするNHKの

監督に関する規定（事業計画や収支予算などへの国の関与）と密接に絡み合いながら変化してきたことから、それらも含めた放送法案の形成過程を見ていくことにしたい。

2. 聴取料制度と占領期の制度改革

聴取料制度の仕組みとGHQの対応

まず、1950年に放送法が成立するまでの日本放送協会（社団法人）⁸⁾の財源に関する制度を確認しておく。放送法の施行以前、ラジオ放送の受信は許可制だった。つまり、放送を聴取するにあたって、受信者はラジオ受信機設置の許可を国から受ける必要があり、その際、日本放送協会との聴取契約書を差し出さなければならないと規定されていた（放送用私設無線電話規則13条）。日本放送協会との聴取契約は法律上、任意契約だったが、聴取契約書を添付しなければ、受信機設置許可の手続きを進めることができなかった。

実務面でも、ラジオを聴取する際には、聴取契約書と施設許可願書をあわせて日本放送協会や郵便局などに提出することになっており、聴取者から見ると、聴取契約と受信許可はセットという扱いだった。また、聴取料の集金も、都市部では日本放送協会が直接行ったが、多くの地域では、協会の委託を受けて郵便局が行っていた。聴取料制度は郵便局を管轄する通信省と日本放送協会の密接な協力のもと成り立っていたと言える。

さらに、罰則規定も存在した。無許可で受信機を設置した者は、不法施設者として1年以下の懲役または1,000円以下の罰金が科される規定になっており（無線電信法16条）、摘発には通信省の職員や警察官が当たった。

こうした聴取料制度の運用を通じて、「日本人の間には、放送を受信するには受信料を納めることを要するものという社会常識、社会慣習が成立した⁹⁾」とされる。

しかし、終戦後、こうした制度を維持し続けることは困難になる。これは、メディアの民主化政策を進めるGHQが「無線の受信は自由であるべき」として、受信機設置許可制度の見直しを求めたことによる。GHQとしては、日本放送協会による放送を維持させる方針は貫きつつも、その財源のあり方については、行政当局の関与を減らすよう変更を迫ったことになる。これを受けて、逓信省はそれまで一体として扱ってきた聴取契約と受信許可のうち、まず、後者の受信許可制度を再検討する必要に迫られた。

占領期の放送制度改革の概要

GHQが放送分野で改革を求めたのは、聴取料（受信料）制度に限らず、放送規律の内容や規制・監督機関の見直しなど、幅広い範囲にわたっている。受信料関連規定の変遷を追うのに先立って、占領期の放送制度見直しの全容を確認しておく。

占領期の放送制度の検討は、1946年11月に逓信省が臨時法令審議委員会を設置して関連法令の改正に着手して以降、1950年4月に電波3法（電波法・放送法・電波監理委員会設置法）が成立するまでの約3年半にわたる。受信料制度を含め、この間、従来の放送制度の抜本的な見直しが行われた（表1）。

1946年から1947年前半にかけて、逓信省は、従来の「無線電信法」の改正で対応する方針で法案の作成を行った。しかし、GHQが放送制度全体の見直しを要求する中、放送事業は、電波関連法とは別立ての法律で規定す

表1 占領期の放送法制定過程の概要

年月	事項
1946年11月	逓信省が臨時法令審議委員会を設置し、電波・放送関連法令の改正に着手
1947年2月	無線電信法改正案作成（4月に第2次案）
6月	日本放送協会法案・無線法案作成、放送規律と電波監理の法律を分離
7月	放送事業法案作成。中波は日本放送協会を日本放送委員会に改組して独占
10月	GHQが放送法に関する基本方針を指示（委員会制度による放送行政、NHKの公共企業体化、商業放送の開設など）
1948年1月	放送法草案作成（放送法案としては最初期のもの）
2月	逓信省がGHQ・CCS（民間通信局）に放送法案を提出
3月	放送法案作成。ただし、行政機関の管轄をめぐる問題から国会提出は見送り
5月	CCSが逓信省に放送法案の修正意見を提示
6月	放送法案を第2国会に提出。NHK・民放の二元体制、放送に関する行政委員会（放送委員会）の導入など
9月	聴取契約数700万突破（戦前の最高水準に戻る）
11月	芦田内閣から吉田内閣への交代に伴い、放送法案を撤回
12月	GHQ・LS（法務局）が逓信省に対し、番組規律の一部削除を要求
1949年3月	放送法案を再作成。GHQは法案の国会提出は急がない旨の意見
6月	逓信省が郵政省と電気通信省に分離。CCSが放送・電波行政を行政委員会方式で一元化するよう指示
10月	放送法案などを閣議決定。電波・放送行政は電波監理委員会が管轄する案
12月	放送法案など電波3法最終案を第7国会に提出
1950年4月	電波3法（電波法・放送法・電波監理委員会設置法）が成立（6月施行）

（『20世紀放送史』に基づき筆者作成）

る方向に転換せざるをえなくなった。そして、法案は1947年6月以降、「日本放送協会法」「放送事業法」へと変化していった。

ただし、この時期の法案は、作成されたこと自体は記録として残されているものの¹⁰⁾、法案の全文が記された資料は、現在に至るまで見いだせていない。このため、公共放送の財

源に関してどの程度、具体的な規定が作成されたかは定かではない。

他方、1948年1月以降の法案に関しては、通信省が作成した一部の法案で、本文そのものが残されていたことが今回の研究でわかった。全文が残されていた放送法案のうち、今回発見された最も古いものが、1948年1月20日の日付がある「放送法草案」(通信省電波局作成)である。これ以降の法案を見ると、受信料の制度設計をめぐる議論では、GHQが主張する「受信の自由」を前提に、どのような手段で公共放送の財源を安定的に確保するかという問題に答えを出す必要に迫られたことがわかる。そして、その過程で受信料関連規定は二転三転することになった。

3. 受信機設置届け出をめぐる規定の変化

受信機設置届け出義務+受信料支払い義務 (1948年1月案)

1947年10月以降の放送制度をめぐる検討は、日本放送協会と民間放送の二元体制を前提とした上で、放送・電波行政を担当する行政機関のあり方や、番組規律に関する規定、日本放送協会の監督などをめぐって議論が行われた。本稿で特に着目するのは、受信料関連規定だが、日本放送協会の監督をめぐる規定も、受信料に関する制度設計と深く関連していることから、あわせて見ていく。

前述のように、全文が残されている放送法案で、今回発見された最も古いものが、1948年1月20日の「放送法草案」である¹¹⁾(表2)。この文書は、NHK放送文化研究所が所蔵する「荘宏文書」から見つかったもので、活字で印刷され、最初のページに電波局の文字と

もに、「荘」の印が押されている。通信省電波局内で検討が行われた法案と見られる。

この案では、従来のような受信許可制度こそ盛り込まれなかったものの、受信機設置の届け出(75条)と受信料の支払い義務(79条)がセットで規定されている。また、無届けで受信機を設置した者に対する罰則規定もあった(105条)。日本放送協会にとっては、受信機設置届け出と受信料の支払い義務が組み合わされたことで、従来の制度と同様の効果を期待することができる内容のものだった。

また、日本放送協会の監督に関しては、行政委員会として設置が予定されていた放送委

表2 放送法草案(1948年1月20日)

受信料	51条(受信料の認可) 協会が、その放送の受信者から料金を徴収しようとするときは、その額及び契約事項について、一年毎に、放送委員会の認可を受けなければならない。(中略)協会は前項の料金の徴収を通信大臣に委託することができる。
事業計画・収支予算など	52条(事業計画及び収支予算の認可) 協会は、毎事業年度の事業計画及び収支予算について、あらかじめ放送委員会の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。
受信設備	75条(受信設備設置の届出) 受信設備を設置しようとする者は、左の事項を記載した書類を放送委員会に届出なければならない。 一、届出人の住所、氏名(以下略) 79条(受信料支払の義務) 標準放送を受信し得る設備をした者は、第五条に規定する受信料を日本放送協会に支払わねばならない。
民放の財源	71条(受信料徴収の認可) 一般放送局がテレビジョン放送及び模写放送の受信料を徴収しようとするときは、その額及び契約事項について、一年毎に放送委員会の認可を受けなければならない。
罰則規定	105条 第 条の規定に違反して受信機を設置した者は、六月以下の懲役または五千元以下の罰金に処する。

(本文に関連する部分のみを抜粋。空白は原文ママ)

員会が事業計画や収支予算の認可を行うと規定されたが(52条), この時点では, 国会が関与する仕組みは盛り込まれていなかった。

他方, この時点では, 民間放送の財源について, 広告放送に加え, 有料放送が念頭に置かれており, それについても, 「受信料」という用語が用いられている(71条)。「受信料」という言葉が必ずしも日本放送協会の財源のみに関連づけられていたわけではなかった。

この通信省電波局の草案に対しては, 日本放送協会の反応が文書として残されている。「放送法案について¹²⁾」(1948年3月)と題された文書は, 1948年1月案について, 「この案で放送委員会が聴取料の五パーセントを取上げることが撤回すると共に, 放送協会は放送委員会から独立して別人格のものであることを一応認識したようである」と記述している。この文書には, 1948年1月案に先立って, 放送法案に1947年12月案が存在したことが記されており, 12月案では受信料の一部を規制・監督機関である放送委員会の運営に充てる規定があったものの, 1月案では受信料をもっぱら日本放送協会の運営に充てる規定へと修正がなされたことが記されている。こうした表現からは, 受信料が1948年初めの時点で, 規制・監督機関の運営にも充当される税に近いものから, もっぱら日本放送協会の運営を支える負担金的なものへと変化していったことがうかがえる。

受信機設置届け出と受信料徴収を切り離し(1948年2月案)

1948年1月の「放送法草案」にはさらに検討が加えられ, 1948年2月20日に「放送法案」としてまとめられた。この法案も今回, 荘宏文書の中から見つかったもので, 表紙には日付

や「放送法案」「通信省」の文字とともに, 「極秘」「荘」の印が押されている。また, 法案は活字で印刷されているが, 手書きで多数の修正がなされている。ただし, 日本放送協会の受信料に関する規定については, 修正前後で本質的な違いがないことから, ここでは手書きで修正された後の条文を見ていく¹³⁾(表3)。

表3 放送法案(1948年2月20日)

受信設備	6条(目的外使用の禁止) 放送設備及び受信設備は, 許可され又は登録した目的以外に使用してはならない。
受信料	38条(受信料) 協会は, 協会によって提供された種類の放送を受信できる設備をした者から受信料を徴収することができる。 2 前項の受信料の額については, 一年毎に放送委員会の認可を受けなければならない。一年内にこれを変更しようとするときも同様とする。
事業計画・収支予算など	39条(貸借対照表等の承認) 協会は, 毎事業年度毎に, 事業報告書, 貸借対照表, 財産目録及び損益計算書を作成し毎事業年度経過後二ヶ月以内に, これを放送委員会に提出し, その承認を受けなければならない。
民放の財源	68条(広告放送等) 一般放送局の免許を受けた者は, 広告放送をなし又はその放送時間を他人に供する場合においては, その料金を放送委員会に届出ると共にこれを公表しなければならない。



手書きで修正が加えられた放送法案(受信料に関する規定の部分)

まず、2月20日案では、受信機設置の届け出義務と受信料の支払い義務をセットにする規定がなくなった。受信設備に関しては、「目的外使用の禁止」(6条)の規定はあるものの、受信料の支払い義務とは結びつけられてはいない。また、受信料については、単に日本放送協会は「受信料を徴収することができる」と規定されているのみである(38条)。

受信機設置の届け出と受信料の関係が切り離された理由としては、GHQの反対が存在していたという証言がある。占領期に電波庁法規課長などを務めた村井修一の証言によると、放送政策に一定の影響を持ったCCS(Civil Communication Section:民間通信局)のフェイスナー(Clinton A. Feissner)調査課長代理が、受信機設置の届け出と受信料の支払いを絡ませる規定について、「そういう行政行為と私的な契約をコンバインするのはいかなものか」として反対したとされる¹⁴⁾。

他方、通信省の事務当局は、公共放送の財源を確実なものにするために残しておきたい考えだった。放送法定制に携わった荘宏は、「ラジオの聴取施設(受信機)については、ラジオばかりでない一切の受信機について許可の外にすべしということが司令部の意見でして、そうなるとラジオが困っちゃうという話をしたんですけども、どうしても聞いてもらえなかった。それで結局ほかの受信機と一緒にたになって許可外になってしまって、(中略)まさに痛恨事ですけども¹⁵⁾」と証言している。制度の変更によって、通信省の事務当局は受信料を確実に徴収できるか危惧を抱いたものの、GHQの方針によって受信機設置届け出と受信料とを関係づけることができなくなったことになる。

他方、日本放送協会の監督に関しては、事業計画や収支予算に関する事前認可の仕組みがなくなり、事業年度が終わった後に放送委員会から事業報告書や貸借対照表の承認を受ければよいことになった。また、民放の財源をめぐることは、「受信料徴収の認可」規定全体に手書きで斜線が引かれ、削除されている。これ以降、民放に関して「受信料」という言葉が用いられることはなくなった。

一方、前述の日本放送協会の文書「放送法案について」(1948年3月)は、1948年2月案について、「受信機の設置届出制を自由設置制とした」点をこれまでとの違いとして挙げている。ただし、これによって受信料の徴収が困難になるという懸念は示されていない。この時点で日本放送協会にとって重要だったのは、受信料関連規定よりも、むしろ事業の独立性の確保だった。この文書では、「一月案より更に放送協会の独立について、表現方法の変更を見せてはいるが、放送の国営乃至高度な官僚統制の思想は依然として堅持している」として、日本放送協会の独立性をさらに高める必要があるという見解が示されている。しかし、放送法案に日本放送協会の意見が反映されることはなく、通信省は1948年2月20日、同案をCCSに提出した¹⁶⁾。

日本放送協会の経営環境の変化

このように、1948年初めの通信省による放送法案の検討作業では、受信機の「設置届出制」が「自由設置制」になるなど、受信許可と聴取契約をセットにする従来の枠組みからの転換が図られた。このように、受信料を確保するための手段が弱められた要因としては、GHQの意向に加えて、日本放送協会の財政

が1948年前後になって安定してきた面もあると考えられる。

終戦から間もない1946年度には、日本放送協会は当時の金額で1,900万円という大きな欠損を記録した。これは激しいインフレや聴取者の減少などによるもので、日本放送協会は1946年以降、断続的に聴取料を値上げせざるをえなくなった(表4)。

表4 受信料(聴取料)額の変化

値上げ時期	受信料(聴取料)の月額
1945年4月	1円(それまでは50銭)
1946年4月	2円50銭
1946年9月	5円
1947年9月	17円50銭
1948年7月	35円
1951年4月	50円

こうした経営環境の悪化を受けて、占領初期には、財源を聴取料のみに依存せず、付帯事業の収入増に期待する考え方も浮上している¹⁷⁾。このため、受信料制度の検討でも、まずは日本放送協会の財源を安定させるため、受信料収入を確実に維持できるような制度設計を行うことが求められたと考えられる。

しかし、1948年ごろを境に激しいインフレは鎮静化の方向に向かい、聴取契約者が増加に転じるとともに、聴取料値上げの効果も現れ始めた。さらに、通信省の指示のもと、聴取料をもっぱら事業運営に充て、放送施設の拡充・建設に要する費用は長期借入金で賄う方針で経営を行ったことで、1947年度以降、事業収支は黒字に転換した。そして、以後数年間は、安定した財政状態とは言えないまでも、赤字経営に陥ることは避けられるようになった。また、財政の好転を反映して、付帯事業の収入増に期待する考え方も修正され、

公共放送の運営はあくまでも聴取料(受信料)収入を基礎とする方針が確認された¹⁸⁾。

こうして1948年前後には、聴取料収入によって安定的に日本放送協会の運営が行える見通しが立つとともに、「放送を受信するには受信料を納めることを要するもの」という社会常識、社会慣習が崩壊する可能性は小さくなりつつあった。こうした状況の変化を受けて、放送制度の設計においても、焦点は、どのようにして戦前の制度からの改革を図り、民主的で透明な公共放送の運営を実現するかという面に移っていったと考えられる。

4. いったん固まった支払い義務規定

受信料支払い義務を規定(1948年6月案)

1948年2月の放送法案に関しては、CCSと通信省との間で意見交換が行われ、最終的にCCSが修正意見を提示したのは、1948年5月29日のことだった¹⁹⁾。これを受けて、通信省は放送法案を再作成し、閣議決定やGS(Government Section: 民政局)の承認を経たのち、同年6月18日、法案を第2国会に提出した(表5)。この法案の本文は既存の研究で既に紹介されている²⁰⁾。

受信料制度に関連する部分を見ると、受信機設置の届け出といった表現は完全に消え、代わって、「受信の自由」が明記された(6条)。あわせて、同条に受信料の支払い義務が盛り込まれた。受信料を担保する手段の一つがなくなったことから、「支払い義務」を明示する必要があるという判断になったと見られる。他方、日本放送協会の監督については、「貸借対照表等の承認」(41条)と題されているものの、法案の規定は、事業年度終了後に貸借対

表5 放送法案(1948年6月18日)

受信設備	(受信の自由) 6条 無線電信法第二条の規定にかかわらず、何人も、自由に受信設備を設置し、放送を受信することができる。但し、日本放送協会の提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、第三十九条に定める受信料を支払わねばならない。
受信料	(受信料) 39条 協会は、その提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、受信料を徴収することができる。 2 前項の受信料の額については、一年ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。一年内にこれを変更しようとするときも同様とする。
事業計画・収支予算など	(貸借対照表等の承認) 41条 協会は、事業年度ごとに貸借対照表、財産目録及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを放送委員会に提出しなければならない。

照表などを放送委員会に提出することを義務づけるのみで、収支予算などの事前承認を求める規定は盛り込まれなかった。

なお、民放に関する規定は1948年2月時点から大きく変化していない。この時点では、民放の財源としては、もっぱら広告収入が想定されていたものと考えられ、通信省の放送法案要綱にも、「一般放送局は受信料を徴収できないが、広告放送等を行うことができる²¹⁾」と記されている。

このように、1948年6月案の受信料関連規定は、「受信の自由」を取り入れた代わりに、受信料の支払い義務に加えて、受信料の徴収を通信省に委託できる点など、日本放送協会に受信料収入を確保するための手段を残したものとなった。また、日本放送協会の監督については、放送委員会への貸借対照表や損益計算書の提出程度にとどめられ、日本放送協会の独立性は従来よりも高められたと言える。

第2 国会提出案の位置付け

通信省が、受信料制度をどのように位置づけていたかに関しては、通信省が国会での質疑に向けて作成した「放送法質疑応答録案²²⁾」からうかがうことができる。この資料も通信省で立法作業を担当した荘宏が残した文書から見つかったもので、1948年6月案について条文ごとの立法趣旨が記述されている。

応答録案は、まず、「受信の自由」(6条)が放送法で明記されたことについて、「放送は情報及び教育の手段並びに国民文化の媒体として国民生活に欠くべからざるものであるから受信は最大限度に普及する必要があるのを之を自由にした」と記述している。そして、受信料の確保は、「日本放送協会が別途方法を考えるべき」と述べている。「受信の自由」と日本放送協会の財源確保を比較した場合、前者が優先されるという判断である。

一方で、応答録案は、「協会は公共の利益と必要のために全国的な放送網を整備し営利主義に害されない優秀な又場合によっては高度の内容の放送を実施する公の法人であり国としては是非ともその財政を保護して協会が存立してゆけるようにしてやる必要がある」として、日本放送協会の存立自体は必要である点を強調している。その上で、「一般聴取者に受信料の支払を義務付けて協会が成立してゆくようにしたのである」として、受信料の支払い義務を規定した理由を示した。

また、受信料確保を担保する手段としては、「この法律により協会は債権を有することになっているので受信料を支払わぬときは一般の債務不履行として裁判所に出訴して受信料をとることができる」として、民事手続きによって受信料を徴収できることを強調している。

このように通信省内では、「受信の自由」を法案で明記した以上は、受信料収入を安定化させるための何らかの措置が必要であるという考え方が存在していた。そして、財源の安定化の手段として、受信料支払いの義務付けという手段を法案に盛り込んだものと言える。

一方で、日本放送協会としては、放送法案が成立した場合、受信機の設置許可制という、受信料収入を確保する上での重要な手段の一つが失われることから、財源確保を不安視する見方は消えなかった。日本放送協会が1948年11月に作成した「放送法案に対する見解²³⁾」と題する文書には、次のような記述が見られる。

公共放送の財政基礎の確立については、本法案は受信者の協会に対する受信料支払義務を規定したに止まるが、ラジオの受信契約は私法上の契約であり、且つ電波の特質である広播性は、容易に無届受信を可能にし、然かも七百五十万以上の受信者を対象とする完全契約は非常な艱難を伴い、現在なお相当多数の無届受信者を発見するのである。

この状態において、公共放送の運営、維持に要する財源を受信料のみに制限する以上は、全受信者の負担の公平という点からも、受信の自由を犯さぬ範囲で、かかる無届受信を規律するための何らかの法的措置が講ぜられなければならない。

日本放送協会としては、公共放送の財源の基盤を確固としたものにするためには、支払い義務規定だけでは足りず、受信者を把握し、受信料を支払ってもらうための何らかの法的手段が必要という見方をしていたことになる。なお、この文書も荘宏が所蔵していた文書から見つかったもので、通信省としても、この文書に書かれているような実態や日本放送協会の要望は認識していたものと考えられる。

ただし、その後、放送法案の審議は進まな

かった。背景には、電波・放送行政の管轄に関して、放送委員会と通信省の権限をどのように配分するかといった問題が残り、政府やGHQ内で意見がまとまらない状態が続いたという事情がある。そして、受信料関連規定も、これ以上の検討は進まなかった。放送法案は、1948年10月に芦田均内閣が総辞職し、吉田茂内閣が発足したことに伴い、11月10日、通信省によっていったん撤回された。

5. 「支払い義務」から「契約義務」へ

受信機設置で「契約とみなす」

(1949年3月案)

放送法案は撤回後も、番組規律の妥当性と規制・監督機関のあり方を中心に議論が続いた。このうち、番組規律に関しては、GHQのLS (Legal Section: 法務局) が1948年12月、ニュース放送に関する制限やそれに関する処罰規定を削除し、言論統制的性格を弱めるよう通信省に対して勧告した²⁴⁾。また、規制・監督機関のあり方をめぐっては、1949年1月にはCCSとLSが共同で、電波庁と放送委員会の権限配分に関する覚書を通信省に示した²⁵⁾。これを受けて、通信省は放送法案の再検討を行い、1949年2月案²⁶⁾でニュース放送に関する制限や処罰規定は削除された。

一方、1949年2月案では、受信料関連規定は1948年6月案からほとんど変わっておらず、「日本放送協会の提供する放送の受信をすることができる受信設備を設置した者は(中略)受信料を支払わなければならない」、「協会は、その提供する放送を受信することができる受信設備を設置した者から、受信料を徴収することができる」と規定されている。

しかし、その約1か月後の1949年3月1日案では、受信料関連規定が大きく変わっている²⁷⁾ (表6)。

表6 放送法案 (1949年3月1日)

受信設備	(受信の自由) 6条 無線電信法第二条 (私設無線電信無線電話の許可) の規定にかかわらず、何人も、自由に受信設備を設置し、放送の受信をすることができる。
事業計画・収支予算など	(放送政策の報告) 22条 2 放送委員会は、日本放送協会の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及びそれらに関する説明書を内閣総理大臣を経由して国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。
受信料	(受信契約及び受信料) 38条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約を締結したものとみなす。 2 協会は前項の契約に基づいて徴収する受信料の額について放送委員会規則の定めるところにより毎年放送委員会の認可を受けなければならない。一年内にこれを変更しようとするときも同様とする。

まず、それまで6条の「受信の自由」に盛り込まれていた「受信料を支払わねばならない」とする規定(支払い義務規定)は削除された。そして、38条の「受信契約及び受信料」で、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約を締結したものとみなす」と規定された。受信者に対して受信料支払い義務を直接課すのではなく、日本放送協会と受信者との「契約」を前提に、受信設備の設置によって契約を擬制する規定になった。支払い義務という強制色の強い規定を排除する一方で、「契約の擬制」という手段によって受信料制度の維持をねらったものと言える。

また、日本放送協会の監督(22条)に関しては、放送委員会に貸借対照表や損益計算書を提出する点は変化していないが、放送委員会がさらに国会に提出し、放送委員会がそ

れを公表する点が追加された。

ただ、1949年3月案は、規制・監督機関の権限配分の問題が依然として決着していなかったことが影響して、国会には提出されなかった。これは、1949年6月に逋信省に代えて、郵政省と電気通信省(外局として電波庁を設置)が発足する予定になっていたが、電波庁と放送委員会の権限配分をめぐるGHQと逋信省双方の内部に意見の対立があったためである。そして、放送法案の検討は、1949年3月案を基礎としてさらに続くことになった。

契約の擬制から契約義務へ (1949年8月案)

1949年6月に郵政省と電気通信省(外局として電波庁)が発足した後も、規制・監督機関の権限配分をめぐる議論は収まらなかった。電波庁は同月、「放送委員会」の設置をやめて、自らが放送・電波行政全般を担当し、委員会の代わりに大臣の諮問機関として「放送審議会」を設置する案をまとめている。しかし、独立規制機関の設置を求めているGHQ側はこれに納得せず、電波庁案を否定した上で、あくまでも行政委員会の導入を求める勧告を行った。そして、これに伴って、放送法案も全体が再検討されることになった。

法案の見直しに伴って、受信料制度に関連した規定も変化していく。まず、「受信の自由」に関する規定は、放送法案からはなくなった。無線局の目的外使用の禁止に関する規定など、電波の受信にかかわる規定は電波法に盛り込まれたことから、「受信の自由」の問題も電波法で扱う判断になったものと見られる。

また、受信契約に関する規定も、1949年8月中旬から下旬にかけて変化した。電波庁が

作成した放送法案は、8月13日案²⁸⁾と8月27日案²⁹⁾が国立公文書館に残されている。表7・表8に、受信料制度と日本放送協会の監督に関する規定を抜粋して示した。

表7 放送法案(1949年8月13日)

受信料	(受信契約及び受信料) 29条 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約を締結したものとみなす。 2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。
事業計画・収支予算など	(貸借対照表等の提出) 32条 協会は、事業年度ごとに事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、電波庁に提出しなければならない。

表8 放送法案(1949年8月27日)

受信料	(受信契約及び受信料) 28条 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。 2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、国会が定める。
事業計画・収支予算など	(業務報告の提出) 30条 協会は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、毎事業年度経過後二月以内に、電波監理委員会を経て、国会に提出しなければならない。

このうち、受信料に関連した規定は、8月13日案では「契約を締結したものとみなす」(契約の擬制)となっているが、8月27日案では「契約をしなければならない」(契約締結の義務)となった。前者では、受信機を設置すれば、その時点で契約が成立したことになるが、後者では、双方による契約という要素が加わる。

規定の変化について、法務庁参事官として放送法制定に関与した吉國一郎(のちに内閣法制局長官)は、「受信契約の締結の義務をもう一歩進めて、契約の締結は法律上擬制して

しまつて、放送用の受信機を設置した者は当然に受信料の債務を法律上負担するというこゝも、なかなか難しいだろうと思います。これは放送法の当初の原案では、ほぼこれに近いかたちの条文であったのを、いろいろ議論しているうちに現在のようなかたちにした経緯があります³⁰⁾」と証言している。

また、放送法制定に携わった荘宏はのちに、「契約をするかしないかの個人の自由を完全に抹殺する規定を法律で書き得るかについては大きな疑問がある。さらにこのような法律がかりに制定しうるものとしても、この制度の下においては、名は契約であっても、受信者は単に金をとられるという受身の状態に立たされ、自由な契約によって、金も払うがサービスについても注文をつけるという心理状態からは遠く離れ、NHKとしても完全な特権的・徴税的な心理になり勝ちである³¹⁾」と述べている。これらの証言からは、日本側の検討によって、法律上の規定のあり方の面からも、受信料制度の意義の面からも、「契約の擬制」という規定を維持し続けることが難しいという判断になったのではないかと推測できる。

他方、日本放送協会の監督に関しては、8月13日案では貸借対照表などを電波庁に提出することが求められているだけだったが、8月27日案では、電波監理委員会を通じて国会に業務報告書を提出することが義務づけられた。日本放送協会の監督をめぐるのは、この後も規定が二転三転するが、次第に国会の関与の程度が増すことになる。

放送法案はさらに、9月24日案が荘宏文書の中に残されていた。ここでは、受信契約の義務付けという枠組みは変化していないが、受信料額は、8月27日案でいったん「国会が

定める」となっていたものが再び法定化（月額35円）された³²⁾（表9）。

表9 放送法案（1949年9月24日）

受信料	(受信契約及び受信料) 32条 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。 2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。
事業計画・収支予算など	(事業計画及び資金計画) 37条 協会は、毎事業年度開始の三箇月前までに事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。 2 電波監理委員会は、前項の事業計画及び資金計画を内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。 3 内閣は、前項の事業計画及び資金計画を国会に提出してその承認を受けなければならない。

また、日本放送協会の監督に関する規定も変化した。9月24日案では、事前に事業計画や資金計画を電波監理委員会に提出することとされ、国会承認の規定も追加された。この背景にも、GHQの方針が存在した。NHKが編集した『日本放送史』は、「（受信料の）一種の税金的性格は、電波三法制定の指導にあたった占領軍当局の堅持した見解でもあった。この見解が（中略）受信料額の決定、その他NHKの財政に国会が直接に関与することになった基礎になっている。税金的性格の収入の用途は、国民的基盤に立って審議せらるべきであるという民主主義の原則がそこに適用されたといえる³³⁾」と分析している。

放送法案の閣議決定

放送法案は検討の末、1949年10月12日に閣議決定された。受信料や日本放送協会の監督に関する規定の骨子は、9月24日時点から変わっていない³⁴⁾（表10）。

表10 放送法案（1949年10月・閣議決定）

受信料	(受信契約及び受信料) 32条 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。 2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。
事業計画・収支予算など	(収支予算、事業計画及び資金計画) 37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 電波監理委員会が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して必要な調整を行い、内閣総理大臣を経て内閣に提出し、閣議の決定を経なければならない。 3 内閣は、前項の収支予算、事業計画及び資金計画を決定したときは、国会に提出してその承認を受けなければならない。

この時点では、「受信の自由」や契約義務といった受信料制度の根幹部分は論点にはならなかった。日本放送協会はそれを前提とした上で、より具体的な制度設計の部分で政府やGHQに対する働きかけを続けている。特に日本放送協会が懸念を示したのが、受信料額が法定化される点と、収支予算や事業計画の国会承認が必要となる点である。日本放送協会が作成した文書「放送法案に対する見解³⁵⁾」（1949年10月）にその主張がまとめられている。

まず、受信料額の法定化については、「米麦、ガス、電気、水道等の国民生活の必需物資乃至公共企業の料金でも主務官庁の認可又は政令で定められている現状において、それとの均衡上、更には経済が安定を欠いている現在受信料を法律で固定化することは妥当ではない。なお受信料のような少額なものは電波監理委員会が物価庁と協議して決定する程度が適当である」と述べている。

また、収支予算などの国会承認規定について、「放送事業体の予算を国家予算と同一視

して、更に電波監理委員会が調整し、内閣がチェックし、更に国会が承認することとなる、このような二重、三重の関門を通過しなければ実施に移せない状態では、円滑な事業運営は期しがたい。又こんな制約は経営委員会を設置した趣旨にもとるものである」と主張している。さらに、日本放送協会の理事会でも、閣議決定案への反発意見が出された。以下は、1949年10月の理事会記録の抜粋である³⁶⁾。

日本放送協会 昭和二十四年度
第五回理事会議事録 (1949年10月25日)

山崎常務理事

聴取料金を国会で決めるのもどうかと思いますが、仮りに百歩譲って、それをよいとしても、月額三十五円と、その料金額までを法律で定めるということは、他に類例のないことで甚だおかしいと思います。

鈴木理事

この法案は電波庁が立案したのですか、それとも電気通信大臣の意を体して、電波庁が立案したのですか。

会長

電気通信大臣の意を体して電波庁が立案したものであります。私は法案を予算、決算についての国会承認事項を除いたものにしたいと思っています。

(中略)

金川総務部長

協会はその性質上、二十五年来不偏不党の立場できたのでありますが、これが公共企業体となりますれば、なおさら不偏不党の立場を堅持すべきであると考えています。この点からすると本法案は全く反対の結果を招来するのではないかと心配しています。協会の主張は国会に行政監督が移らぬよう監督は電波監理委員会一本にして、必要があれば電波監理委員会が部内連絡として、会計検査院、大蔵省、国会に連絡すればよいのではないかと考えています。完全に手足を縛られては自由闊達な放送が出来る筈がありません。これが吾々の主張であります。

しかし、国会提出前になされた放送法案の修正で、日本放送協会の主張が取り入れられた点は多くはなかった。修正では、収支予算や事業計画に関して電波監理委員会が変更すべきという意見を付して国会に提出した場合には、国会は日本放送協会の「意見を徴する」という規定が追加されている。これは、日本放送協会の主張に一定の配慮をしたものと言える。ただ、収支予算や事業計画の国会承認が必要という監督の根幹にかかわる部分には手は加えられなかった。そして、放送法案は1949年12月22日、第7国会に提出された。

国会での議論

国会では、法案提出後、約4か月にわたる審議が行われた。このうち、1950年2月の国会審議では、網島毅電波監理長官が、受信機の設置許可制度を廃止する理由について改めて説明を行い、「言論の自由が確保され、また検閲ができないようになったわが国におきまして、単なる一つの聴取受信機を設置するにも、一々国の許可を必要とするのではないかというようなことに対しまして、私どもはその理由を認め得ない」と述べた。その上で、受信契約義務について、「日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、その聴取料の徴収を継続して行くということが、おそらく不可能になるだろうということは予想されるのであります、(中略)強制的に国民と日本放送協会の間に、聴取契約を結ばなければならないという条項が必要になって来る」と説明した³⁷⁾。公共放送の維持のために必要最小限の規定を設けるという考え方が改めて示されたことになる。

こうした議論と並行して、1950年2月10日から衆議院電気通信委員会が電波3法修正案

の作成を行い、3月10日にGSに送付した。修正案には、受信料額の法定化とNHK予算の国会承認規定を削除して、いずれも政府認可に移そうとする案が含まれていた。この案には通信省の事務当局も同意したが、GSのホイットニー（Courtney Whitney）局長が「絶対だめ」だとして、特に収支予算や事業計画の国会承認規定の維持にこだわった。この背景には、日本放送協会に関する事項は、「なんでも国会へもっていけばいい」というGHQ側の考え方があったとされる³⁸⁾。

これ以降、受信料や受信契約の性格という制度の根幹にかかわる問題に関しては、突っ込んだ議論がなされることはなかった。衆参両院の電気通信委員会による地方・中央公聴会では、民放開設を検討している関係者から、受信料の日本放送協会による独占を不満として、その分与を要求する見解が強く主張されたものの、受信契約の義務規定そのものに

についての論議は、議員質疑を含めて、ほぼ皆無だったとされる³⁹⁾。ただし、受信料額を法律で月額35円と規定した点のみは、1950年4月の衆議院での修正で削除され、受信料額は「国会が日本放送協会の収支予算を承認することで定める」という内容で決着した。

修正を経た放送法は、1950年4月8日に衆議院を通過し、参議院で一部修正がなされた上、再び衆議院に戻されて、4月26日に衆議院本会議で決・成立した。そして、5月2日に公布され、6月1日から施行された。施行された法律のうち、受信料制度や日本放送協会の監督に関する部分は表11のとおりである。受信料やNHKの監督にかかわる制度の骨格が、このとき定まったことになる。

6. 考察

ここまで占領期における放送法制定をめぐる議論のうち、公共放送の財源とその監督に関する部分の変遷を、条文案を参照しつつ振り返ってきた。そこでは、従来の受信機設置許可と聴取契約を結びつける枠組みの見直しが迫られる中で、公共放送の維持のため、受信料収入の安定化を図り、あわせて、そうした財源を基盤とする日本放送協会の運営の透明化を図る点が目標として掲げられた。そして、具体的な制度のあり方は、さまざまな関係者の考え方や、放送を取り巻く環境に応じて、変化していくことになった。

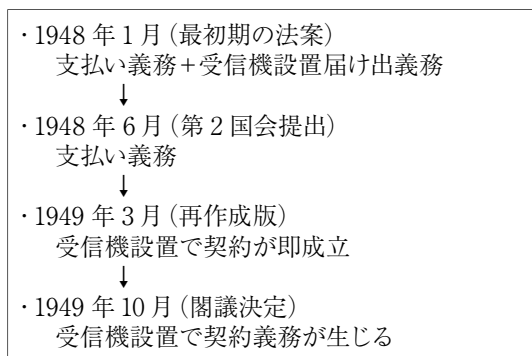
まず、受信契約や受信料に関する規定を見ると、当初、受信機を設置する場合には、逡信省への届け出が必要であり、それとともに受信料の支払い義務が発生するという案が示された。しかし、GHQの方針のもと、受信機設

表 11 放送法（1950年5月2日公布）

受信料	(受信契約及び受信料) 32条 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。
事業計画・収支予算など	(収支予算、事業計画及び資金計画) 37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 電波監理委員会が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。 3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。 4 第三十二条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額、国会が、第一項の収支予算を承認することによって、定める。

置の国への届け出の義務がなくなり、受信契約についても、受信機設置によって即契約が成立するものから、日本放送協会と受信者の間の契約義務が発生するというものへと変化していった。受信料確保のための強制措置という要素を極力減らし、あくまでも受信者と日本放送協会との「契約」を重視するという方向に内容が変化していったと言える。

受信契約・受信料に関する規定

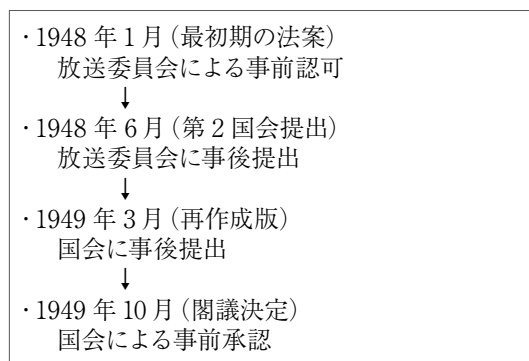


受信機設置の届け出規定が削除された背景にはGHQの強い意向が存在した。さらに終戦直後の混乱を経た後も聴取料制度が崩壊することなく、日本放送協会の財源が安定に向かったことで、日本側でも、行政が直接関与する要素を薄めても公共放送の維持が可能という判断が広がったことも要因となった。また、「契約の擬制」から「受信契約の義務付け」へと規定が変化した背景には、「契約を締結したものとみなす」という規定には問題が多いと考える日本側の立法担当者の考え方が存在した。

他方、受信料を財源とする日本放送協会の監督に関しては、国会の関与という要素が強まっていった。1948年6月の時点では、日本放送協会は事業年度が終了した後に貸借対照表や損益計算書を放送委員会に提出すればよいという規定だった。しかし、1949年10月の

放送法案では、収支予算などについて事前に国会承認が必要という規定になっている。受信料は日本放送協会を維持するための公共的負担金であることから、選挙によって選ばれた国会議員の関与が必要という、GHQの考え方が放送制度に反映されたことになる。

日本放送協会の収支予算等に関する規定



ここまで見てきたように、占領期の受信料制度の設計の根底には、「受信の自由」の原則を徹底させるとともに、受信料制度を含め、公共放送の運営には国会を関与させるべきというGHQの基本的な考え方が存在した。そして、そこにおいては、受信料を、放送サービスの対価としてではなく、公共放送を維持するための財源(負担金)としてとらえる考え方が一貫して採られてきた。

受信料関連規定や日本放送協会の監督に関する規定は法案の検討過程で二転三転したが、論点としては、行政の関与の要素を弱めつつ、公共放送の財源を確保するという点と、受信料財源を用いる日本放送協会の監督の適正化を図るという点が存在し続けてきたと言える。そうした事情を考えれば、受信料関連規定の位置付けを考える上では、条文それ自体の解釈に加えて、法案が形成された当時の文脈も考慮に入れる必要があると思われる。

今回の研究では、放送法制定にあたって、受信料制度に関連した規定が具体的にどう変遷し、それがどのような要因でもたらされたか探ることを目指した。ただ、法案そのものの変化については説明が進んだものの、変化の要因については不明な点が多々残されている。今後、さらに資料の読解を進め、受信料関連規定の変化をもたらした日本政府・GHQ・日本放送協会の考え方や、それらどうしの関係を詳しく説明していくことが課題となる。

(むらかみ せいいち)

注：

- 1) 法律上の用語は「受信設備」だが、本文中では「受信機」という表現を用いる。なお、1967年の放送法改正で、ラジオ受信機については受信契約の締結を要しないことになった。
- 2) 郵政省「放送関係法制に関する検討上の問題点とその分析」(1964年1月)臨時放送関係法制調査会『答申書 資料編』(電波振興会, 1964年) 367-369頁
- 3) 臨時放送関係法制調査会『答申書』(電波振興会, 1964年) 81-82頁
- 4) 内川芳美『マス・メディア法政策史研究』(有斐閣, 1989年), 長谷部恭男『テレビの憲法理論』(弘文堂, 1992年), 片岡俊夫『新・放送概論』(日本放送出版協会, 2001年), 金沢薫『放送法逐条解説(改訂版)』(情報通信振興会, 2012年) など
- 5) 例えば、1980年3月17日の参議院予算委員会で、角田禮次郎内閣法制局長官は、「ナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえている」と答弁している。
- 6) 受信料関係の裁判における論点例と判決については、NHK受信料制度等専門調査会「報告書」(2001年7月12日) 57-58頁
- 7) 荘宏文書の詳細については、村上聖一「放送史料 探訪 荘宏文書：放送政策形成の現場から」『放送研究と調査』2012年1月号に記載。
- 8) 以下、社団法人時代については「日本放送協会」と表記する。
- 9) 荘宏『放送制度論のために』(日本放送出版協会, 1963年) 253頁
- 10) 荘宏・松田英一・村井修一『電波法 放送法 電波監理委員会設置法詳解』(日信出版, 1950年)

7頁以下

- 11) 「荘宏文書」C-1-002。以下、文書名と放送文化研究所で付した資料番号を記す。
- 12) 日本放送協会「放送法案について」(1948年3月1日)「放送史資料9」C31
- 13) 「荘宏文書」C-1-004
- 14) 「聞き取り・放送史への証言」調査研究会『放送史への証言(Ⅲ)』(放文社, 2002年) 14頁
- 15) 放送法制立法過程研究会『資料・占領下の放送立法』(東京大学出版会, 1980年) 385頁
- 16) 前掲『電波法 放送法 電波監理委員会設置法詳解』27-28頁
- 17) 日本放送協会編『放送五十年史』(1977年) 273頁
- 18) 同上 273頁
- 19) 前掲『電波法 放送法 電波監理委員会設置法詳解』28頁
- 20) 前掲『資料・占領下の放送立法』163-200頁
- 21) 通信省「放送法案要綱」(1948年6月7日)「荘宏文書」C-1-008
- 22) 応答録案は1948年7月22日に作成されたものと、同年8月15日に作成されたものが残されており、ここでは8月15日版を参照する。文書はいずれも「荘宏文書」D-12-011
- 23) 日本放送協会「昭和二十三年十一月 放送法案に対する見解」(1948年11月)「荘宏文書」C-3-004
- 24) 前掲『資料・占領下の放送立法』207-215頁
- 25) 前掲『電波法 放送法 電波監理委員会設置法詳解』37頁
- 26) 通信省「放送法案(昭和二十四年二月七日案)」「荘宏文書」C-3-017
- 27) 前掲『資料・占領下の放送立法』224-265頁
- 28) 「放送法案」国立公文書館所蔵資料 本館-4A-028-00・平14法制00226100
- 29) 「電波法案及び放送法案の送付について」国立公文書館所蔵資料 本館-2A-029-04・昭57総00077100
- 30) 前掲『資料・占領下の放送立法』441頁
- 31) 前掲『放送制度論のために』258頁
- 32) 「荘宏文書」C-5-001
- 33) 日本放送協会放送史編修室編『日本放送史 下』(日本放送出版協会, 1965年) 18頁
- 34) 前掲『資料・占領下の放送立法』265-289頁
- 35) 日本放送協会「放送法案に対する見解 昭和二十四年十月」(1949年10月)「放送史資料9」C32
- 36) 日本放送協会「昭和二十四年度第五回理事会議事録」(1949年10月25日)「放送史資料9」E40
- 37) 衆議院電気通信委員会(1950年2月2日)
- 38) 電波庁法規課長などを務めた村井修一の証言。前掲『放送史への証言(Ⅲ)』31頁
- 39) 前掲『マス・メディア法政策史研究』335頁